

株 主 各 位

東京都足立区六町四丁目12番12号
デリカフーズ株式会社
代表取締役社長 大崎 善保

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月20日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日(水曜日)午前10時
(受付開始時間は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都葛飾区亀有三丁目26番1号(イトーヨーカドー9階)
かめありリリオホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第14期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告の作成に際し監査をした書類の一部であります。
 - ◎ 招集ご通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト (<http://www.delica.co.jp/ir/index.html>)

(添付書類)

事 業 報 告

〔自 平成28年4月1日〕
〔至 平成29年3月31日〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の景況感が好転し、雇用が改善する等緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国や新興国の景気減速や英国のEU離脱、米国の大統領交代といった海外経済の不確実性に加え、国内では企業の設備投資や個人消費の伸びは勢いを欠く等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

青果物流通業界におきましては、夏場の相次ぐ台風の上陸によって、一大産地である北海道を中心に全国の生産地が甚大な被害を受けたことで、根菜類を中心に品薄が続き相場が高騰いたしました。また、30年に1度といわれる記録的な日照不足に見舞われたことにより、青果物収穫量の大幅な減少、品質の著しい悪化等、1年間を通じて非常に厳しい経営環境が続きました。このような経営環境の中、当社グループは当連結会計年度が中期経営計画「THE SECOND FOUNDING STAGE 2017」の最終年度に該当することから、「拠点拡大政策の継続」、「食の安全・安心の追求」、「新規事業・新規マーケットへの参入」等を中心に業績向上のための施策を進めてまいりました。

具体的施策のうち、まず「拠点拡大政策の継続」については、平成28年6月に竣工した連結子会社東京デリカフーズ株式会社の西東京FSセンター（東京都昭島市）を中心に展開いたしました。最新の生産設備もさることながら、西東京FSセンター開設により、これまで地理的な条件で進出が遅れていた関東西部地区への出荷が可能となったほか、既存の事業所（東京FSセンター：東京都足立区、神奈川事業所：神奈川県大和市）との相互補完体制が確立いたしました。

「食の安全・安心の追求」につきましては、当連結会計年度中に新たに連結子会社名古屋デリカフーズ株式会社子宝工場（愛知県弥富市）及び大阪デリカフーズ株式会社本社工場（大阪府茨木市）で食品安全の国際規格であるISO22000認証を取得したほか、新設の西東京FSセンターでも同認証の取得を進めております。また、このほかにも全国の工場に専任の「衛生品質トレーナー」を配置し、日々工場内の生産環境の確認や、作業者の教育訓練に従事させる等、ハード・ソフトの両面から食の安全・安心を追求し、同業他社との差別化を図っております。

「新規事業・新規マーケットへの参入」につきましては、当社グループがカット野菜・ホール野菜に次ぐ新たな事業の柱と位置づける真空加熱野菜の製造・販売を西東京FSセンターにて本格的に開始いたしました。真空加熱野菜は、野菜のおいしさと鮮度を重視した加熱調理済み野菜のことで、食材と調味液をフィルム袋に入れて真空密閉の上、加温調理した商品です。当社グループの主な販売先である外食産業では、人手不足が慢性化する中であって、調理時間の短縮と一定の品質維持は喫緊の課題であり、この真空加熱野菜は既に多くの外食産業から高い評価をいただいております。名古屋かの里工場、奈良FSセンターにおいても製造・販売を開始しており、今後、

積極的に販路拡大を進めてまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は 34,559 百万円（前期比 9.5%増）となりました。利益につきましては、8 月以降の相次ぐ台風上陸、記録的な日照不足・低温等による野菜価格の高騰・品質悪化の影響が長期化したことに加え、西東京 F S センターにおいて、業界初となる真空加熱野菜の量産ライン等、最新の生産設備・衛生設備を導入したことにより、当初発表の予測値を下回り、営業利益 557 百万円（前期比 18.4%減）、経常利益 605 百万円（前期比 14.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は 329 百万円（前期比 17.7%減）となりました。

このような経営環境の中、当社グループは今後更に厳しさを増す青果物流通業界において、当社グループの機能を最大限に発揮し、新たな成長戦略を推し進めるため、平成 29 年 2 月に新たな中期経営計画「Next Change 2020」を公表いたしました。この新中期経営計画の実現のため以下のような取組みを進めてまいります。

<事業会社の統合による全体最適化>

当社グループはまず昭和 54 年に愛知県名古屋市中で創業し（現・名古屋デリカフーズ株式会社）、昭和 59 年に東京デリカフーズ株式会社設立、平成 2 年に大阪デリカフーズ株式会社設立と大都市圏を中心に拠点を展開してまいりました。以来、これらの各事業会社が互いに切磋琢磨を繰り返すことで今日の当社グループを築いてまいりましたが、近年は主な顧客である外食企業のナショナルチェーン化が進み、従来の地域密着型営業のメリットが薄まりつつあることに加え、人手不足の顕在化が雇用難に繋がり、人材の効率的な配置が必要不可欠になる等、当社グループを取り巻く経営環境は大きく変わりつつあります。このような経営環境の変化に対応するため、現在の東京・名古屋・大阪にある事業会社を一つに統合し、全体最適による経営基盤の強化を実現してまいります。

<拠点増設政策の継続>

新中期経営計画では、平成 32 年 3 月期の売上高 400 億円を目標に掲げており、更なる売上獲得が急務であります。そのための施策として、拠点の増設を進めてまいります。現在は、中京地区で新拠点設置計画が進んでいるほか、新中期経営計画に基づき、関東地区・北海道・中四国地区等での拠点設置に向けて検討を重ねております。また連結子会社エフエスロジスティクス株式会社は中京地区で営業所を開設する予定であり、当該地域における物流の内製化を推し進めるとともに、東京一名古屋間で定期幹線便の運航を開始することで、グループインフラを構築いたします。

<研究開発部門の再編と強化>

これまで当社グループの研究開発は主に連結子会社であるデザイナーフーズ株式会社を中心に行われてまいりました。グループの経営資源を適切に配分し、当社グループの強みである研究開発を更に強化するため、平成 29 年 6 月を目的に研究開発部門をデザイナーフーズ株式会社と連結子会社株式会社メディカル青果物研究所に分割・再編いたします。デザイナーフーズでは抗酸化研究や次世代に向けた新規研究分野の開拓を、メディカル青果物研究所では青果物の鮮度保持技術の開発や受託分析業務を行う等、役割を明確化した上で研究開発部門の規模を拡大してまいります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において1,181百万円の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産を含む。）を実施いたしました。主な内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要な設備

連結子会社

・東京デリカフーズ株式会社 西東京F Sセンター（東京都昭島市）

(3) 資金調達の状況

設備投資及び借入金の返済などに必要な資金は、自己資金のほか金融機関からの借入によっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しに関しましては、消費者の食の安全・安心意識の高まりや、人手不足による人員確保リスクの増大やそれに伴う労働コストの上昇なども加わり、引続き厳しい状況が継続するものと懸念されることから、下記に当社グループの対処すべき課題を掲げ、それに取り組んでいく所存であります。

①食の安全・安心の確保

当社グループでは、食品事業者の責務として常に高い安全衛生管理水準を維持し続けることが重要な経営課題であると認識しております。当連結会計年度においては、名古屋デリカフーズ株式会社子宝工場及び大阪デリカフーズ株式会社本社工場で食品安全の国際標準規格であるISO22000認証を取得しており、今後もグループ内への展開を進めてまいります。

②コーポレートガバナンスの充実

平成27年6月に適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードについて、当社グループではコードの精神を尊重し、各原則を実施するための各種施策を実行してまいりました。平成28年6月にはコーポレートガバナンス・コードの実施状況に関するコーポレートガバナンス報告書を提出・公開いたしました。求められる73項目の原則のうち5項目（前期比△1項目）については原則を実施していないものとして、その理由を説明（エクस्पレイン）しており、当該事項の遵守が今後の課題であると認識しております。

③新規事業を含めた収益構造の強化

当社グループでは、成長戦略を推し進めるにあたり、当社グループの強みを活かした提案営業力の強化による新規顧客獲得と既存顧客の深耕に注力するとともに、契約産地の拡充による調達価格の低減や工場のオートメーション化による労働コスト削減を実現させ、収益構造を強化することが当社グループ全体の継続的な課題であると認識しております。新規事業につきましては、当連結会計年度から本格的に販売を開始した「真空加熱野菜」をカット野菜・ホール野菜に続く第三の基軸商品とするため販路拡大を進めてまいります。

④リスクマネジメント

当社グループがさらされるリスクは単に災害、訴訟、金融、風評等にとどまらず、多岐にわたり、しかも複雑化・複合化しております。こうしたリスクに対応するため、当社グループでは取締役を中心メンバーとした「危機管理委員会」を設置し、

当連結会計年度におきましては、危機管理委員会を中心に外部専門家によるリスク診断や危機管理研修を実施する等、リスクマネジメントにあっております。

⑤経済社会情勢への柔軟な対応

当社グループをめぐる経済社会情勢のうち、米国の政権交代によるT P P脱退や農協改革については具体的な影響が未だ不透明なため、引続き情報収集を怠らず、時宜に応じて柔軟に対応すべき課題であると認識しております。

⑥中期経営計画「THE SECOND FOUNDING STAGE 2017」の結果と新中期経営計画

当社グループは、平成24年5月14日に中期経営計画「THE SECOND FOUNDING STAGE 2017」を公表し、その第一段階を「FIRST PHASE SF2015」(平成24年4月～平成27年3月)、第二段階を「SECOND PHASE SF2017」(平成27年4月～平成29年3月)とし、「次世代型の青果物流通業」、「農業・食・健康を繋ぐ提案型企業」を目指して成長戦略を押し進めてまいりました。

このうち、第一段階「FIRST PHASE SF2015」は売上高並びに経常利益の計画値を達成することができましたが、第二段階「SECOND PHASE SF2017」については、売上高並びに経常利益の計画値を達成することができませんでした。

・中期経営計画「THE SECOND FOUNDING STAGE 2017」の結果概要

		FIRST PHASE SF2015 (平成27年3月)	SECOND PHASE SF2017 (平成29年3月)
売上高 (千円)	当初計画	27,000,000	35,000,000
	実績	28,042,469	34,559,341
経常利益 (千円)	当初計画	750,000	1,050,000
	実績	765,763	605,430

・計画数値の未達原因

中期経営計画の第二段階「SECOND PHASE SF2017」においては、平成28年3月期に東京及び名古屋で新工場の開設を予定しておりました。しかし、東日本大震災の復旧工事や平成32年に東京で開催されるオリンピックに係る工事等の増加を背景とした建設現場の技能者不足に伴う労務費の上昇や円安に伴う輸入資材等の価格上昇による建設費高騰を受け、施工業者の選定及び設計等を再検討した結果、東京新工場は当連結会計年度の竣工(西東京F Sセンター)に、名古屋新工場は平成30年3月の竣工に変更しております。

工場開設の順延を反映し、平成28年5月に当連結会計年度の売上高目標を335億円、経常利益目標を8億円とする修正予測を公表いたしました。結果として売上高は345億円と修正予測を達成することができましたが、天候不順による不作の影響が響き、経常利益は6億円で終了いたしました。

このような結果を受けて、平成29年2月に公表した新中期経営計画「Next Change 2020」では拠点拡大政策を継続しつつ、具体的な建設計画に基づく目標値設定のほか、不作時への備えとして、更なる産地開拓・産地育成、パイヤーの育成等を柱とした調達部門の強化策を盛り込んでおります。

当社は、野菜を中心に生産地から消費者までの食をコーディネートし、「日本農業の発展」及び「国民の健康増進」という社会的責任を担う企業として、企業品質と企業価値の向上に邁進努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	26,619,606	28,042,469	31,573,514	34,559,341
営 業 利 益(千円)	502,023	746,023	683,254	557,851
経 常 利 益(千円)	503,800	765,763	708,203	605,430
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	276,007	489,064	400,515	329,494
1株当たり当期純利益(円)	46.41	78.38	54.67	44.94
総 資 産(千円)	13,352,357	16,678,633	17,183,721	18,062,797
純 資 産(千円)	4,863,581	6,558,898	6,859,973	7,096,035
1株当たり純資産額(円)	805.40	894.77	935.72	965.36

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東京デリカフーズ株式会社	96,000千円	100%	青果物の加工及び販売
名古屋デリカフーズ株式会社	60,000千円	100%	青果物の加工及び販売
大阪デリカフーズ株式会社	60,000千円	100%	青果物の加工及び販売
デザイナーフーズ株式会社	20,000千円	100%	青果物と食に関する機能性研究

(注) 重要な子会社は、総資産、売上高等の基準により選定しております。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社は持株会社として、子会社6社を統括・管理しております。

当社グループは、カット野菜部門(業務用カット野菜の製造・販売)、ホール野菜部門(野菜・果物の仕入・販売)、その他部門(日配品の仕入・販売、コンサルティング業務等)から成る青果物事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

会社名	事業所名	所在地
東京デリカフーズ㈱	東京F Sセンター	東京都足立区
〃	保木間センター	〃
〃	神奈川事業所	神奈川県大和市
〃	西東京F Sセンター	東京都昭島市
〃	九州事業所	福岡県古賀市
〃	仙台事業所	宮城県仙台市宮城野区
〃	福島工場	福島県伊達市
名古屋デリカフーズ㈱	かの里工場	愛知県名古屋市中川区
〃	子宝工場	愛知県弥富市
大阪デリカフーズ㈱	本社工場	大阪府茨木市
〃	兵庫工場	兵庫県加古郡稲美町
〃	奈良F Sセンター	奈良県磯城郡田原本町
デザイナーフーズ㈱	研究所	愛知県名古屋市中千種区

(9) 企業集団の使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
378(1,792)名	29(278)名

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. パート及び嘱託は()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,521,756千円
株式会社日本政策金融公庫	2,375,200千円
株式会社商工組合中央金庫	440,170千円
株式会社みずほ銀行	417,610千円
株式会社三井住友銀行	399,666千円
株式会社中京銀行	361,440千円

(注) 平成29年3月31日現在の借入額が、2億円以上の金融機関を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数及び株主数（平成29年3月31日現在）

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 7,348,698株（自己株式87,302株を除く。） |
| ③ 株主数 | 12,799名 |

(2) 大株主（上位10名）（平成29年3月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
館本 勲武	1,080,400株	14.70%
館本 篤志	1,019,200株	13.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	289,700株	3.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	271,500株	3.69%
大崎 善保	125,000株	1.70%
小笠原 真清	107,900株	1.47%
デリカフーズグループ従業員持株会	107,700株	1.47%
岡本 高宏	100,100株	1.36%
杉 和也	100,000株	1.36%
野村 五郎	99,400株	1.35%

（注） 当社は、自己株式87,302株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大崎 善保	東京デリカフーズ株式会社 代表取締役社長 名古屋デリカフーズ株式会社 取締役 株式会社メディカル青果物研究所 代表取締役社長
取締役会長	館本 勲武	東京デリカフーズ株式会社 取締役 名古屋デリカフーズ株式会社 取締役 大阪デリカフーズ株式会社 取締役 デザイナーフーズ株式会社 取締役 株式会社メディカル青果物研究所 取締役
専務取締役	杉 和也	大阪デリカフーズ株式会社 代表取締役社長
取締役 (未来開発最高役員)	小笠原 真清	デザイナーフーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社メディカル青果物研究所 取締役
取締役	小林 憲司	東京デリカフーズ株式会社 取締役副社長
取締役	尾崎 弘之	神戸大学大学院 教授 株式会社ダイセキ環境ソリューション 取締役 監査等委員
常勤監査役	野村 五郎	東京デリカフーズ株式会社 監査役 名古屋デリカフーズ株式会社 監査役 大阪デリカフーズ株式会社 監査役 デザイナーフーズ株式会社 監査役 株式会社メディカル青果物研究所 監査役 エフエスロジスティクス株式会社 監査役
監査役	田中 清隆	テミス総合法律事務所 所長 株式会社ツノダ 監査役
監査役	森田 雅也	りんく税理士法人 代表社員 ジャニス工業株式会社 取締役 監査等委員 デザイナーフーズ株式会社 監査役

- (注) 1. 小林憲司氏は、平成28年6月22日開催の第13回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 森田雅也氏は平成28年6月22日開催の第13回定時株主総会において、監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 平成28年6月22日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって、山口隆氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 取締役尾崎弘之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役田中清隆氏及び森田雅也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 監査役森田雅也氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬の総額（限度額）について、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。また、個別の取締役報酬については、各取締役の役割、責任及び前年の業績に応じた報酬体系としております。なお、報酬額について、社外取締役及び社外監査役に詳細な報告を行い、客観的立場からの意見を求めています。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	135,816千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	12,420千円 (3,120千円)
合計	10名	148,236千円

(注) 上記の監査役の支給人員及び報酬等の額には、平成28年6月22日開催の第13回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役尾崎弘之氏の兼職先である神戸大学大学院及び株式会社ダイセキ環境ソリューションと当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役田中清隆氏の兼職先であるテミス総合法律事務所及び株式会社ツノダと当社との間には重要な関係はありません。

社外監査役森田雅也氏の兼職先であるりんく税理士法人及びジャニス工業株式会社と当社との間には重要な関係はありません。同じく森田雅也氏の兼職先であるデザイナーフーズ株式会社は当社の連結子会社であり、当社と業務委託や資金貸付等の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	尾崎 弘之	当事業年度開催の取締役会全15回中14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、取締役会の意思決定について適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	田中 清隆	当事業年度開催の取締役会全15回中13回、監査役会全14回中12回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から、主に法改正やコンプライアンスについての発言を行っております。
社外監査役	森田 雅也	平成28年6月の就任後に開催した取締役会全10回の全て、監査役会全10回の全てに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から、主に経理・財務や税務についての発言を行っております。

③ 情報交換・認識共有に関する事項

当社の社外役員（社外取締役1名・社外監査役2名）は、それぞれの専門的知見を経営に活かすため、月に一度意見交換会を開催し、情報の共有と意思疎通を図っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	23,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,600千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当連結会計年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、事業年度ごとの監査報酬等の額のうち最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度額とすることを定めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務運営の適正化を確保するための基本方針として平成18年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について下記のとおり決議し、運用しております。

① 内部統制基本方針

当社では、平成17年8月に「デリカフーズグループ行動規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としております。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程、経理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役は、リスク管理に対して取締役を「全国総務経理会議」、「全国品質管理会議」、「全国仕入会議」、「全国営業会議」、「全国現場会議」の担当に任命し、それぞれの事業リスクを体系的に管理しております。また当社では、大規模自然災害の発生を想定したBCP（事業継続計画）を制定しており、不測の事態が発生した場合には代表取締役を中心とした対策本部を設置し、全役職員一体で危機管理及び被害防止に当たることになっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。また、中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化・共有することによって効率的に職務の執行を行っております。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、当社及び関係会社の管理は担当取締役が統括します。担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に当社及び関係会社の全体的な会議（経営会議）を開催しております。

関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、「行動規範」に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、担当取締役が統括管理しております。担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会及び経営会議において報告しております。

取締役会及び経営会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

⑥ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や附議基準を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確立しております。

取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助する使用人はありませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置することといたします。

また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に附議する重要な事項と重要な決定事項、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役監査基準」に基づき監査役に報告することになっております。

また、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとしております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有すると共に、代表取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務運営の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当事業年度に開催された取締役会議事録及び添付書類は施錠管理された場所で適切に保管しております。
- ・監査役による取締役会議事録及び添付書類の保管状況のチェックが定期的に行われ、安全かつ適切に管理されていることが確認されました。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業リスクを部門ごとに管理するため「危機管理委員会」、「全国総務経理会議」等の会議体を年複数回開催し、リスクの洗い出しと早期対応を進めております。
- ・外部コンサルタントによるリスク診断を実施し、総務部門を中心に改善活動を進めております。
- ・災害発生時の人的損失を最小限に抑えるため、全ての事業所で毎月避難訓練を実施しております。

- ・BCP（事業継続計画）に基づく従業員の安否確認テストを実施したほか、基幹システムのバックアップ体制の整備を行っております。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・執行役員に取締役会に出席し、意見を述べる権利を付与することで、取締役の負担を軽減し、管掌業務の執行に専念することができる体制を整えております。
 - ・取締役会の開催にあたり、事務局が議案の取りまとめや資料の整理を行っており、円滑で効率的な議事運営が可能になっております。
- ④ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループ各社の取締役及び幹部従業員で構成される「経営会議」を月1回開催し、業務報告及び情報共有を行っております。
 - ・当社内部監査室が当社グループの全ての会社の内部監査を担当しており、全ての監査結果は当社代表取締役に報告されております。
- ⑤ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・内部通報制度を導入し、広く全ての役職員から情報が提供される体制を構築しております。
 - ・毎月開催される経営会議では、法務担当部門から法令への適合状況が報告されております。
 - ・取締役及び担当部門長から成るコンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、コンプライアンス体制の自己評価を行っております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役から当該要求がなされた事例はありませんが、使用人を置くことを求められた場合には、組織図上監査役会直属とすることを検討いたします。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・内部通報制度を利用して報告がなされた場合、受付担当部門は内容を判断の上、監査役にも報告することがあります。また当該通報者に対しては、内部通報規程により一切の不利益な取扱いが禁止されております。
 - ・当社では毎月1回社外監査役・社外取締役による社外役員会議が開催されています。常勤監査役は、このような場を利用して社外監査役に対して連絡・相談を行っております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は定期的に内部監査室又は会計監査人と会合を開催しております。
 - ・監査役の監査費用は、請求に基づき速やかに処理しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為は行わないことを基本方針としております。

② 整備状況

「反社会的勢力に対する宣言文」を取締役会で決議、公表するとともに全役職員への周知徹底に努めております。また、総務部門を対応窓口として、対応マニュアルの整備、社内勉強会等を行っているほか、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等の暴追センターへの加盟、弁護士、所轄警察署等の社外専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合の相談体制を整備しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向を見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元策として、配当による成果の配分を重要視しており、収益力強化による配当原資の確保を図りながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、原則として、株主総会の決議による期末配当をもって剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

当事業年度の配当は、当社普通株式1株につき金15円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流動資産]	8,926,569	[流動負債]	4,764,890
現金及び預金	4,948,188	買掛金	1,870,791
売掛金	3,551,304	短期借入金	490,000
商品及び製品	127,392	1年内返済予定の 長期借入金	1,000,020
仕掛品	8,173	リース債務	61,753
原材料及び貯蔵品	60,502	未払法人税等	118,672
繰延税金資産	53,184	未払金	1,061,852
その他	180,858	未払費用	43,311
貸倒引当金	△3,034	賞与引当金	92,949
[固定資産]	9,136,227	その他	25,539
(有形固定資産)	8,265,596	[固定負債]	6,201,871
建物及び構築物	3,601,753	長期借入金	5,729,133
機械装置及び運搬具	1,048,323	リース債務	214,213
土地	3,249,504	退職給付に係る負債	100,590
リース資産	258,167	資産除去債務	127,746
その他	107,846	繰延税金負債	14,390
(無形固定資産)	40,490	その他	15,797
その他	40,490	負債合計	10,966,761
(投資その他の資産)	830,140	純 資 産 の 部	
投資有価証券	313,001	[株主資本]	6,998,605
長期貸付金	242,560	(資本金)	1,377,113
保険積立金	58,381	(資本剰余金)	2,163,412
繰延税金資産	7,838	(利益剰余金)	3,497,754
その他	211,500	(自己株式)	△39,674
貸倒引当金	△3,142	[その他の包括利益累計額]	95,526
資産合計	18,062,797	その他有価証券評価差額金	95,181
		退職給付に係る調整累計額	344
		[新株予約権]	1,902
		純資産合計	7,096,035
		負債及び純資産合計	18,062,797

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

〔自 平成28年4月1日〕
〔至 平成29年3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,559,341
売上原価		26,578,010
売上総利益		7,981,330
販売費及び一般管理費		7,423,479
営業利益		557,851
営業外収益		
受取利息	2,597	
受取配当金	3,605	
業務受託手数料	16,435	
物品売却益	22,828	
助成金収入	9,857	
その他	33,863	89,187
営業外費用		
支払利息	41,607	41,607
経常利益		605,430
特別利益		
固定資産売却益	48	
保険解約返戻金	28,586	
補助金収入	100,080	128,715
特別損失		
固定資産除却損	39,437	
固定資産圧縮損	99,504	
投資有価証券評価損	199	
ゴルフ会員権評価損	12,323	
借入金繰上返済精算	46,397	
その他	155	198,018
税金等調整前当期純利益		536,127
法人税、住民税及び事業税	209,254	
法人税等調整額	△2,621	206,632
当期純利益		329,494
親会社株主に帰属する当期純利益		329,494

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成28年4月1日〕
〔至 平成29年3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,377,113	2,164,470	3,278,172	△49,308	6,770,448
当期変動額					
剰余金の配当			△109,912		△109,912
親会社株主に帰属する当期純利益			329,494		329,494
自己株式の処分		△1,058		9,634	8,575
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△1,058	219,581	9,634	228,157
当期末残高	1,377,113	2,163,412	3,497,754	△39,674	6,998,605

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	86,022	—	86,022	3,503	6,859,973
当期変動額					
剰余金の配当					△109,912
親会社株主に帰属する当期純利益					329,494
自己株式の処分					8,575
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,159	344	9,504	△1,600	7,904
当期変動額合計	9,159	344	9,504	△1,600	236,061
当期末残高	95,181	344	95,526	1,902	7,096,035

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流動資産〕	1,538,994	〔流動負債〕	68,758
現金及び預金	1,504,110	未払金	41,294
前払費用	3,483	リース債務	1,439
関係会社短期貸付金	16,666	未払費用	682
繰延税金資産	4,878	未払法人税等	15,594
その他	9,856	預り金	5,815
		賞与引当金	3,704
		その他の他	226
〔固定資産〕	2,493,009	〔固定負債〕	10,439
(有形固定資産)	17,747	リース債務	5,415
建物及び構築物	8,927	退職給付引当金	3,866
工具、器具及び備品	2,580	繰延税金負債	1,158
リース資産	6,238	負債合計	79,197
(無形固定資産)	5,475	純資産の部	
ソフトウェア	4,058	〔株主資本〕	3,945,263
商標権	1,416	(資本金)	1,377,113
(投資その他の資産)	2,469,787	(資本剰余金)	2,163,412
投資有価証券	29,366	資本準備金	1,708,600
関係会社株式	1,234,025	その他資本剰余金	454,811
関係会社長期貸付金	1,202,777	(利益剰余金)	444,411
出資金	18	その他利益剰余金	444,411
その他	3,599	繰越利益剰余金	444,411
		(自己株式)	△39,674
		〔評価・換算差額等〕	5,641
		その他有価証券評価差額金	5,641
		〔新株予約権〕	1,902
資産合計	4,032,004	純資産合計	3,952,807
		負債及び純資産合計	4,032,004

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

〔自 平成28年 4月 1日〕
〔至 平成29年 3月 31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		655,800
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	522,487	522,487
営 業 利 益		133,312
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,763	
受 取 配 当 金	502	
固 定 資 産 賃 貸 料	2,349	
業 務 受 託 手 数 料	1,573	
物 品 売 却 益	185	
そ の 他	1,199	12,573
経 常 利 益		145,885
特 別 損 失		
出 資 金 評 価 損	155	155
税 引 前 当 期 純 利 益		145,730
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	25,038	
法 人 税 等 調 整 額	△1,113	23,924
当 期 純 利 益		121,805

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成28年 4月 1日〕
〔至 平成29年 3月31日〕

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,377,113	1,708,600	455,870	2,164,470	432,519	432,519
当期変動額						
剰余金の配当					△109,912	△109,912
当期純利益					121,805	121,805
自己株式の処分			△1,058	△1,058		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△1,058	△1,058	11,892	11,892
当期末残高	1,377,113	1,708,600	454,811	2,163,412	444,411	444,411

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△49,308	3,924,795	2,998	2,998	3,503	3,931,297
当期変動額						
剰余金の配当		△109,912				△109,912
当期純利益		121,805				121,805
自己株式の処分	9,634	8,575				8,575
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,642	2,642	△1,600	1,041
当期変動額合計	9,634	20,468	2,642	2,642	△1,600	21,509
当期末残高	△39,674	3,945,263	5,641	5,641	1,902	3,952,807

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 17 日

デリカフーズ株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 崎 清 孝 ㊟
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 岩 淵 誠 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デリカフーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デリカフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 5 月 17 日

デリカフーズ株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 崎 清 孝 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 岩 渕 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デリカフーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5月19日

デリカフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 野村 五郎 ㊟

社外監査役 田中 清隆 ㊟

社外監査役 森田 雅也 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第14期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、110,230,470円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

持株会社としての機能を明確にし、「グループ経営の強化」、「事業領域の拡大」等に迅速に対応するため、定款第1条（商号）を変更したいと存じます。

2. 変更予定日

平成29年10月1日

3. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

（下線部が変更箇所となります。）

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社は、 <u>デリカフーズ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>DELICA FOODS CO., LTD.</u> と表示する。	(商 号) 第1条 当社は、 <u>デリカフーズホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>DELICA FOODS HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。
(新 設)	<u>附 則</u> 第1条（商号）の変更は、平成29年10月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の効力発生日経過後削除されるものとする。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株数
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> しばた みすず 柴田 美鈴 (昭和49年7月25日)	平成12年10月 第二東京弁護士会登録 米津合同法律事務所 入所 平成13年11月 N S 総合法律事務所 開設 平成15年1月 アステラス製薬㈱社内治験審査委員会委員 平成19年4月 法政大学法科大学院法務研究科兼任講師 平成19年10月 金融庁監督局総務課信用機構対応室課長補佐 平成26年7月 特定非営利活動法人ジャパンハートクラブ監事(現任) 平成28年4月 第二東京弁護士会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会副委員長 平成29年4月 司法研修所民事弁護教官(現任)	一株
	[(社外取締役候補者とした理由) 柴田美鈴氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する専門的な知見を生かし、経営に有用な意見をいただくことを期待するためであります。 なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。]	

- (注) 1. 新任は新任の取締役候補者であります。
2. 柴田美鈴氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 柴田美鈴氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員候補者として届け出ております。
 4. 柴田美鈴氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 5. 柴田美鈴氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 6. 柴田美鈴氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 7. 柴田美鈴氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき会社法第423条第1項に関する責任を法令の限度において免除することができる責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役 田中清隆氏は任期満了で退任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> みしま こうた 三島 宏太 (昭和47年11月19日)	平成16年4月 愛知県弁護士会登録 テミス総合法律事務所 入所 平成22年4月 (株)商工組合中央金庫 嘱託 平成25年4月 中部労災看護専門学校非常勤講師 平成28年4月 愛知県弁護士会広報委員会副委員長(現任) 平成28年8月 三島宏太法律事務所 所長(現任) [社外監査役候補者とした理由] 三島宏太氏は、弁護士として豊富な経験・識見を有しており、当社と特別の利害関係がない独立的かつ客観的な立場から経営の監視を遂行していただくのに適任であります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	一株

- (注) 1. 新任は新任の監査役候補者であります。
2. 三島宏太氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 三島宏太氏は社外監査役候補者であります。また、三島宏太氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
 4. 三島宏太氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 5. 三島宏太氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 6. 三島宏太氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 7. 三島宏太氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 8. 三島宏太氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、当社定款の定めに基づき会社法第423条第1項に関する責任を法令の限度において免除することができる責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、候補者田中清隆氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

選任決議の有効期間は、選任決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株数
たなか きよたか 田中 清隆 (昭和19年3月1日)	昭和49年4月 名古屋弁護士会登録 吉田清法律事務所 平成2年4月 名古屋弁護士会副会長 平成7年6月 日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長 平成15年4月 名古屋弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成26年9月 ㈱ツノダ監査役(現任) 〔補欠社外監査役候補者とした理由〕 田中清隆氏は、平成17年から当社社外監査役を務められ、当社事業に対する理解も深く、また弁護士として法令やコンプライアンスに関する豊富な識見を有していることから補欠社外監査役として適任であります。	一株

- (注) 1. 田中清隆氏は、社外監査役候補者であります。
2. 田中清隆氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 田中清隆氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 田中清隆氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終了の時をもって12年となります。
5. 田中清隆氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 田中清隆氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
7. 田中清隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 田中清隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 田中清隆氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当社定款の定めに基づき会社法第423条第1項に関する責任を法令の限度において免除することができる責任限定契約を締結する予定であります。

以上

(ご参考)

① 取締役・監査役候補者の指名の方針及び手続き

取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、社内外から幅広く候補者を選し、優れた人格・見識と高い経営能力を有する候補者を取締役会で決定しております。特に社外取締役は、経営に対する理解、豊富な実務経験を活かした経営全般にわたる監督機能を、また社外監査役は、高い専門性と独立性を活かした監査機能を通じて、取締役会の透明性を高めるとともに、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができ、企業価値の向上に貢献できる方を指名しております。

② 社外役員の独立性判断基準及び資質について

当社では、東京証券取引所上場規程第436条の2に規定する独立役員であること、すなわち、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者）であり、会社経営等における豊富な経験と高い見識を有する者を社外役員として選任することとしております。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都葛飾区亀有三丁目26番1号（イトーヨーカドー9階）

かめありリリオホール

電話 03-5680-2222（代）

受付開始時間は午前9時30分を予定しております。



(交通アクセス)

J R・千代田線 亀有駅下車 南口徒歩1分

(ご案内)

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- お土産をご用意しておりますが、議決権行使書の枚数に関わらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきます。